

沖 選 管 第 86 号
令和 8 年 7 月 1 日

令和 8 年 9 月 13 日 執行予定 沖縄県知事選挙

県内各政党等

立候補予定者

立候補予定者関係団体代表者

} 殿

沖縄県選挙管理委員会

委員長 武田 昌則

(公 印 省 略)

沖縄県知事選挙の候補者等の寄附の禁止について

令和 8 年 9 月 13 日に執行予定の沖縄県知事選挙については、公職選挙法第 199 条の 2（公職の候補者等の寄附の禁止）及び同法第 199 条の 5（後援団体に関する寄附等の禁止）の規定により、沖縄県知事の任期満了の日前 90 日に当たる日から沖縄県知事選挙の期日までの間は、候補者等が政治教育のための集会に関し必要やむを得ない実費の補償としてする寄附、後援団体がその団体の設立目的により行う行事又は事業に関してする寄附及び候補者等が当該候補者等に係る後援団体（資金管理団体を除く。）に対してする寄附並びに（主体を問わず）後援団体の集会等において当該選挙区内にある者に対してする饗応接待等についても禁止されることになります。

今回、任期満了となる沖縄県知事の任期満了日は令和 8 年 9 月 29 日となっており、その「任期満了の日前 90 日に当たる日」は、令和 8 年 7 月 1 日となります。

このことについては十分御承知いただいていることと存じますが、念のためお知らせするとともに、今後とも明るい選挙の推進に御尽力くださいますようお願いいたします。

なお、当該通知文書は、現に公職にある者をはじめ、新聞報道等を参考に全ての立候補予定者、その後援団体及び政党支部（県内本部）等に対し送付し、沖縄県警察本部にも回付していますので、申し添えます。

※ 「寄附」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束で党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のものをいう。
（公職選挙法第 179 条第 2 項）